

○環境省令第 号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

環境大臣 石原 宏高

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（免状の申請手続）</p> <p>第十五条 法第四十五条第一項の規定により浄化槽管理士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第二号による申請者に次に掲げる書類を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（免状の申請手続）</p> <p>第十五条 法第四十五条第一項の規定により浄化槽管理士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第二号による申請者に次に掲げる書類を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。</p>

一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。））の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面

二・三 （略）

第十八条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等）の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添えて、環境大臣に免状の書換えを申請することができる。

一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面

二・三 （略）

第十八条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添えて、環境大臣に免状の書換えを申請することができる。

様式第二号（第十五条関係）

（表）

収入印紙
〔消印しては
ならない〕

浄化槽管理士免状申請書

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生
本 籍			
住 所			
浄化槽管理士となる資格	①	年 月 日	浄化槽管理士試験に合格した。 (合格証書番号第 号)
	②	年 月 日	環境大臣が指定した者が行う講習の課程を修了した。 (修了証書番号第 号)

（裏）

私は、表面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 浄化槽法第 45 条第 3 項の規定により浄化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から 1 年を経過しない者
- 2 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

上記により、浄化槽管理士免状を受けたいので申請します。

年 月 日

氏名

環境大臣 殿

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
- 2 「本籍」の欄には、都道府県名を記載すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等を記載すること。

様式第二号（第十五条関係）

（表）

収入印紙
〔消印しては
ならない〕

浄化槽管理士免状申請書

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生
本 籍			
住 所			
浄化槽管理士となる資格	①	年 月 日	浄化槽管理士試験に合格した。 (合格証書番号第 号)
	②	年 月 日	環境大臣が指定した者が行う講習の課程を修了した。 (修了証書番号第 号)

（裏）

私は、表面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 浄化槽法第 45 条第 3 項の規定により浄化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から 1 年を経過しない者
- 2 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

上記により、浄化槽管理士免状を受けたいので申請します。

年 月 日

氏名

環境大臣 殿

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第三号（第十六条関係）

第 号	浄化槽管理士免状
本籍 氏名	都道府県名（国籍等）
年 月 日	日生
環境大臣 印	

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定により浄化槽管理士免状を交付する。

様式第三号（第十六条関係）

第 号	浄化槽管理士免状
本籍 氏名	都道府県名（国籍）
年 月 日	日生
環境大臣 印	

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定により浄化槽管理士免状を交付する。

様式第四号(第十七条関係)

収入印紙
(消印しては
ならない)

浄化槽管理士免状再交付申請書

浄化槽管理士免状 番号及び交付年月日	第	号	(年	月	日)
ふりがな 氏名		生年月日		年	月	日生
本籍						
住所						
再交付申請の理由						
上記により、浄化槽管理士免状の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 氏名 環境大臣 殿						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「本籍」の欄には、都道府県名を記載すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等を記載すること。

様式第四号(第十七条関係)

収入印紙
(消印しては
ならない)

浄化槽管理士免状再交付申請書

浄化槽管理士免状 番号及び交付年月日	第	号	(年	月	日)
ふりがな 氏名		生年月日		年	月	日生
本籍						
住所						
再交付申請の理由						
上記により、浄化槽管理士免状の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 氏名 環境大臣 殿						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第五号（第十八条関係）

収入印紙
（消印しては
ならない）

浄化槽管理士免状書換え申請書

浄化槽管理士免状 番号及び交付年月日	第	号	(年 月 日)	
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生	
本籍				
住所				
書換え申請の理由				
上記により、浄化槽管理士免状の書換えを受けたいので申請します。 年 月 日 氏名 環境大臣 殿				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「本籍」の欄には、都道府県名を記載すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等を記載すること。

様式第五号（第十八条関係）

収入印紙
（消印しては
ならない）

浄化槽管理士免状書換え申請書

浄化槽管理士免状 番号及び交付年月日	第	号	(年 月 日)	
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生	
本籍				
住所				
書換え申請の理由				
上記により、浄化槽管理士免状の書換えを受けたいので申請します。 年 月 日 氏名 環境大臣 殿				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。